

令和4年9月吉日

お客様各位

兵庫信用金庫

「兵信カードローン取引規定」改定のお知らせ

平素より、兵庫信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和4年9月20日（火）より「兵信カードローン」の取引規定を改定いたします。改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承下さい。

記

1. 改定となる商品

カードローン「兵信カードローン」

2. 改定日

令和4年9月20日（火）

3. 主な変更内容

第9条1項⑥の即時支払の条項において「相続の開始」が規定されておりましたが、この条項を削除することで、「相続の開始」のみを理由に、当金庫より直ちに貸越元利金等の一括弁済を求めることはありません。

※詳細につきましては、添付の「兵信カードローン」取引規定をご参照ください。

4. お問い合わせ

本件に関してご不明な点がございましたら、お取扱店、またはお近くの店舗までお問い合わせください。

兵信カードローン取引規定

私は、三菱UFJニコス株式会社（以下「保証会社」という）の保証にもとづく、貴金庫との当座貸越取引をカードローン取引（以下「この取引」という）として利用するについて、次の条項を確約します。

第1条（取引の開設等）

1. 貴金庫とのこの取引は、貴金庫本店のうち貴店のみで一入取引に限り口座を開設するものとします。なお、この取引は、別途契約した表記指定口座（以下「指定口座」という）の取引（総合口座取引の普通預金を含む。以下「普通預金」という）とあわせて利用するものとします。
2. 貴金庫は、この取引に使用するためのキャッシュカード（以下「カード」という）およびカードローン通帳（以下「通帳」という）を発行するものとします。

第2条（取引の方法）

1. カードにより借入れる場合（カードローン通帳による現金自動支払機の利用を含む）は、表記のローンカード規定によるものとします。
2. 当座貸越金支払請求書により借入れる場合は、貴金庫所定の支払請求書（普通預金払戻請求書を流用します。）に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出します。

第3条（貸越極度額）

1. この取引により貴金庫から借入できる極度額は表記の金額とします。
2. 前項の極度額をこえて、貴金庫が貸越をした場合にもこの約定が適用されるものとし、その場合は、貴金庫から請求あり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。
3. 同日に数件の貸出の請求がある場合に、その総額が第1項の貸越極度額を超えたときは、そのいずれかを貸出するかは、貴金庫の任意とします。

第4条（取引期間等）

1. この取引の期間は、表記契約期間が経過する日の属する月の翌月10日（休日の場合はその前営業日）とします。ただし、期間満了日の前日までに私または貴金庫から別段の意思表示がない場合は、この期間はさらに同期間延長されるものとし以後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、私が満65歳に到達した日の属する月の末日をもって契約期間満了とし次のとおりとします。
 - ①私が満65歳に到達した日の属する月の末日以降の新たな貸越は行いません。
 - ②契約期間満了日に貸越元金がある場合は、一括弁済します。ただし貴金庫及び保証会社が認めるときは保証会社の承諾する貴金庫所定の方法により、返済できるものとします。
 - ③契約期間満了日に貸越元金がない場合は、契約期間満了日の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。
3. 第1項の期間延長に関し貴金庫から審査のため資料の提供または報告を求められたときは、直ちにこれに応じるものとします。
4. 第1項の期間延長が行われない場合は、私は期間満了までに貸越元金を一括して支払うものとします。

第5条（利息・損害金等）

1. 当座貸越借入金金の利息（別に保証会社の定める料率による保証料を含む）は、付利単位を百円とし、3月、9月の貴金庫所定の日に、表記の利率により、毎日の当座貸越金の最終残高について計算するものとします。
2. 貴金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18.25%（年365日の日割計算）とします。
3. 前2項の利率・損害金は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、貴金庫において、一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
4. 前項により利率・損害金を変更する場合は、貴金庫はあらかじめその内容および変更日を貴金庫内に掲示するものとします。よって変更日以降は変更内容により本約定を履行します。

第6条（普通預金取引）

私はこの取引を行うにあたり、貴金庫と契約してある第1条第1項に表示した普通預金について次のとおり取扱いをするものとします。

- ①この取引は指定口座に残高がない場合（総合口座の当座貸越が極度額に達した場合を含む）に利用することができるものとします。
- ②指定口座に係る各種料金等の自動支払の請求があり、前号に該当する場合は当座貸越による借入金は自動支払の決済に充当されるものとします。
- ③この取引は貴店のほか貴金庫本店のどこの店舗でも取引することができるものとします。
- ④この取引に貸越金の残高がある場合には指定口座に受け入れ、または振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く）は貸越金の残高に達するまで、自動的に指定口座から引落し、貸越金の返済に当てるものとします。
- ⑤貴金庫は第3条第1項に規定する極度額を超えて貸越をした場合において指定口座に受け入れ、または振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く）があるときは、極度額を超える額につき、各種料金の支払いに優先してこの返済に充当することができるものとします。
- ⑥この取引の場合、通帳の支払欄には、当座貸越額と普通預金の払戻額（総合口座取引の当座貸越を利用した払戻額を含む）は、合算して表示するものとします。
- ⑦4号の場合、通帳に普通預金の支払の記帳および当座貸越の返済の記帳を省略するものとします。
- ⑧通帳の残高欄には貸越金残高（総合口座取引による貸越金残高との合算額）または預金残高のいずれかを示すものとします。
- ⑨普通預金を解約する場合には、同時にこの取引を解約するものとします。
- ⑩この取引を第9条第1項、第2項にもとづき解除するときは、普通預金もあわせて解除することができるものとします。

第7条（利息の支払方法）

当座貸越契約書にもとづく、貸越金の利息、損害金の支払方法については、指定口座から自動的に引落し、または貸越金に組入れるものとします。

第8条

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約し

ます。

- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為。
- ⑤その他前各号に準ずる行為。

第9条（即時支払）

1. 私について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴金庫から通知催告等なくとも、直ちに当座貸越借入元利息を支払います。
 - ①支払の停止、または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③私の預金、その他の貴金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ④第3条第2項の請求にかかわらず、貸越極度額を超えたまま2ヶ月を経過したとき。
 - ⑤住所変更の届出を怠るなど、私の責めに帰すべき事由によって、貴金庫において私の所在が不明になったとき。
 - ⑥相續の開始があったとき（削除）
 - ⑦保証会社により保証の取消または解除がなされたとき。
2. 次の各場合には、貴金庫の請求によって直ちに当座貸越元利息を支払います。
 - ①貴金庫に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - ②貴金庫との取引約定の一つでも違反したとき。
 - ③この取引に関し虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ④私が、暴力団員等もしくは前条第1項の各号のいずれかに該当し、もしくは前条第2項のいずれかに該当する行為をし、または前条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切であると貴金庫が判断したとき。
 - ⑤前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第10条（解約等）

1. 前条の各々の事由があるときは、貴金庫はいつでも当座貸越を中止し、またはこの取引を解約することができるものとします。
2. この約定による取引が終了し、もしくは、当座貸越が中止または解約された場合には、直ちに当座貸越借入元利息の全額を支払います。

第11条（差引計算）

1. この取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金、その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴金庫は相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、貴金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかかり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することかできるものとします。
3. 前2項によって、差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は貴金庫の定めによるものとします。

第12条（同前）

1. 私は、弁済期にある私の預金、その他の債権とこの取引による私の債務とを相殺することができます。
2. 前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに貴金庫に提出します。
3. 第1項による指定をした場合は、貴金庫が適当と認める順序方法による計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は貴金庫の定めによるものとします。

第13条（充当の指定）

弁済または第11条による差引計算の場合、私の貴金庫に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、貴金庫が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

第14条（同前）

1. 第12条により私が相殺する場合、私の貴金庫に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
2. 私が前項による指定をしなかったときは、貴金庫が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
3. 第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴金庫は遅滞なく、異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、貴金庫の指定する順序方法により充当することができるものとします。
4. 前2項によって、貴金庫が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したもとして、貴金庫はその順序方法を指定することができるものとします。

第15条（危険負担、免責条項等）

1. 私が貴金庫に差入れた証書が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には貴金庫の帳簿、伝票等の記録にもとづいて、債務を弁済します。なお、貴金庫からの請求があれば直ちに代りの証書等を差入れます。
2. 普通預金払戻請求書等、貴金庫に提出した書類の印影（または暗証）を届け出た印鑑（または暗証）に相当の注意をもって照合し、相違なしと認めて取引したときは、これらの書類、印章等について偽造、変造、盗用等があっても、これによって生じた損害は私の負担とし、
3. 私に対する権利の行使、もしくは保全に要した費用は、私が負担します。
4. 第9条第2項第4号の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、貴金庫になんら請求をしません。また、貴金庫に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとします。

第16条（届出事項の変更等）

1. 通帳・印章を失ったとき、または氏名、住所、印章、職業、電話番号、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届出をします。
2. 前項の届出を怠ったために、届出のあった氏名、住所に宛て、貴金庫からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 通帳を失った場合の通帳の再発行、または印章を失った場合の借入は貴金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また貴金庫が必要とする場合は保証人を付することに同意します。

第17条（合意管轄）

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、貴金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上